議案第75号

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正につい て

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市野外活動センター設置及び管理条例(平成9年条例第35号) の一部を次のように改正する。

別表第1の1管理棟の表中「ナイトキャンプ」の次に「及びオートキャンプ」を加え、別表第1の2キャンプ場の表中「500円」を「900円」に、「300円」を「500円」に改め、別表第1に次の1表を加える。

3 オートキャンプ場			
利用区分	利用時間	利用施設	利用料金の上限額
オートキャン	午後1時か	オートキャン	1 区画 4,000
プ	ら翌日の午	プサイト	円。ただし、ペット
	前 1 1 時ま		(犬及び猫に限る。)
	で		を同伴する場合にあっ
			ては、1頭につき50
			0円を加算した額

附則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日以後に開始する施設 の利用に係る利用時間及び利用料金について適用し、同日前に開始す る施設の利用に係る利用時間及び利用料金については、なお従前の例 による。